

# 労働規範方針

## 1. 序文

5 エレクトロンは、すべての労働者の基本的人権を保護し尊重し、すべての労働関係において公正で倫理的な基準を維持するために最善を尽くします。本方針は、会社が遵守すべき労働人権の原則を明示し、労働者および協力会社がこれを理解し実践することを目的としています。

## 2. 方針の目的

1. 労働者の人権と尊厳を保障し、組織内に公正な労働文化を醸成する。
2. 労働法および国際規範（例：国際労働機関（ILO）協約、国連持続可能な開発目標（SDGs）など）に基づき、人権侵害を防止し、労働環境を継続的に改善する。
3. 組織のすべての利害関係者に対し、責任ある労働慣行を確立する。

## 3. 適用範囲

本方針は以下のすべての対象に適用される。

- 会社に雇用されている正社員、契約社員、臨時社員、パートタイム労働者
- 協力会社および下請企業の労働者
- 会社が事業を展開するすべての地域の利害関係者  
また、以下の事項を厳格に遵守する。
- 国際労働機関（ILO）協約および現地法に基づき、あらゆる形態の児童労働および強制労働を厳格に禁止する。
- 労働者の自発的な同意なしに、身体的・精神的・経済的自由を制限するいかなる形態の労働も許容しない。
- すべての労働者に対し、法定最低賃金以上を保証し、適法な時間外労働手当を支給する。
- 労働時間は法定基準を遵守し、週に1回以上の休日を保障する。
- 労働者の個人的な事情に応じて、柔軟な労働制度の運用を支援する。